

## 鳥取県職務育成品種審査会設置要領

### 第1 趣旨

この要領は、鳥取県職務育成品種審査会（以下「品種審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

### 第2 目的

品種審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表1で定める事項を審議するものとするが、具体的には、職務育成品種（鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例（平成18年鳥取県条例第11号。以下「条例」という。）第25条に規定する職務育成品種をいう。以下同じ。）の職務発明認定（条例第14条第2項に規定する認定をいう。）に当たり、当該職務育成品種の有用性、必要性等を審議することを目的とする。

### 第3 品種審査会の組織及び会議

- 1 品種審査会は、農業審査会、畜産審査会、林業審査会及び水産審査会とし、各審査会は会長1名及び4名以内の委員をもって組織する。
- 2 会長は農林水産部農林水産政策課長の職にある者をもって充て、委員は学識経験者、流通・経済業界等のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 4 会長は、次のときは、品種審査会を開催するものとする。
  - (1) 職員から勤務発明届出書（鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例施行規則（平成18年鳥取県規則第24条）第3条に規定する届出書をいう。）が提出されたとき。
  - (2) 条例第21条第1項による不服の申立てがあったとき。
  - (3) 品種登録後2年6月以上を経過した品種の権利更新を行うとき、及び以降3年目の権利更新を行うとき。
  - (4) その他職務育成品種に関する重要事項について審議の必要があると認めるとき。
- 5 会長は、品種審査会の会務を総理する。

### 第4 審議事項

品種審査会は、職務育成品種に関し、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 県による品種登録の出願及び権利更新の適否
- (2) 県への育成者権移転の適否
- (3) 異議申立てに対する対応
- (4) その他職務育成品種等に関する重要事項

### 第5 決定

品種審査会において、第4の(1)、(2)の事項を決定するのは、次の場合とする。

- (1) 当該品種の特性が優良であって、県内にその適切な普及を図るうえで、必要がある場合。
- (2) 当該品種が優良な特性を持ち、その特性上、主として他都道府県又は、海外において普及されることとなると見られる場合。

### 第6 運営

- 1 品種審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 2 品種審査会の決議は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者（職務育成品種の育成をした職員等）の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### 第7 庶務

会の庶務は、農林水産部農林水産政策課において処理する。

### 附 則

- 1 この要領は、平成26年8月27日から施行する。
- 2 この要領は、令和5年7月28日から施行する。